

第1回 吹田市公立保育所民営化庁内検討会議 議事要旨

開催日時：平成25年6月11日（火） 13：30～14：45

開催場所：メイシアター（吹田市文化会館）1階 集会室

出席者：《委員》

副市長 山中久徳 委員長、こども部長 春藤尚久 副委員長、
総務部長 牧内章 委員、行政経営部長 門脇則子 委員、福祉保健部長 安井修 委員、
教育総務部長 原田勝 委員、学校教育部長 梶谷尚義 委員

《事務局》

増山こども部次長、藤本子育て支援室長、熱田こども育成室長、
笹川こども育成室参事、山本こども育成室参事、竹村こども育成室参事、
小田片山保育園長

傍聴者：13人（市議会議員含む）

次第：1 委員長あいさつ

2 委員紹介

3 事務局職員紹介

4 議題

(ア) 吹田市公立保育所民営化庁内検討会議設置の趣旨

(イ) 吹田市のこれまでの公立保育所民営化の取組み

(ウ) 吹田市公立保育所民営化実施計画案

(エ) その他

議事要旨：

1 委員長あいさつ

2 委員紹介

3 事務局職員紹介

4 議題

(ア) 吹田市公立保育所民営化庁内検討会議（以下、「庁内検討会議」）設置の趣旨

《事務局》 資料1～5について説明

《原田委員》 確認だが、10頁のスケジュール（予定）で、この庁内検討会議は8月末までに4

回開催予定ということであるが、なぜ9月までを目標とするのかと、5園同時に発表と考えてよいのかについて、答えていただきたい。

《事務局》 9月の議会前に結論を出すことで、議会でのご意見もいただけるのではと考え、庁内検討会議の会期を9月の議会前までとしている。また、毎年11月頃に新年度入所申込みの一斉受付を行うので、現在の在園児童、新規申込児童の保護者の方に、公立園、民間園、民営化園を選択していただくための検討期間を設けるために9月を一つの目途としている。

5園の発表時期であるが、具体的には、これから検討いただく吹田市公立保育所民営化実施計画（以下、「民営化実施計画」）の内容になるかと思うが、「吹田市アウトソーシング推進計画」の中で5園程度としているので、5園を早く保護者にお伝えすることで、保護者にとって不安定な状態を早く解消したい。また、早く明示することで、市としてもその後の対応が迅速に行える。事務局としては、5園同時に発表する方向で検討を進めたいと考えている。

《梶谷委員》 資料4、資料5で、吹田市公立保育所民営化外部アドバイザー会議（以下、「外部アドバイザー会議」）の設置要領、あるいは組織図を示しているが、庁内検討会議と外部アドバイザー会議の関係性、位置づけはどのように行うのか。また、外部アドバイザーの意見は、どこにどのように反映するのか。

《事務局》 資料4で外部アドバイザー会議の設置要領をお示ししているが、その第2条の意見等を聴取する事項として、「庁内検討会議において検討している事項に関する事項」、「前号に掲げるもののほか、吹田市公立保育所の民営化に関し必要な事項」としている。外部アドバイザーからは、庁内検討会議において検討する事項について、様々な忌憚のない意見をいただくという趣旨である。外部アドバイザー会議は、本日以降召集し、庁内検討会議の資料・検討内容等をお示しし、議論を4回程度行っていただく予定である。

外部アドバイザーには、それぞれから各個別の意見をいただきたいと考えている。その意見について、庁内検討会議において報告し、庁内検討会議で民営化実施計画案をとりまとめる際の参考としてもらう。また、庁内検討会議に置く作業部会（以下、「庁内作業部会」）の中で、外部アドバイザーの意見を踏まえた資料作成等も進めてもらいたいと考えている。

《門脇委員》 資料5のスケジュール（予定）※民営化園への対応として、保護者説明会等とあるが、これは民営化園のみへの対応なのか、「保護者説明会等」の「等」として、他に公表する手段等は考えているのか。

《事務局》 民営化園では、民営化実施前までに、保護者説明会や、民営化に対するアンケート、今後の様々な課題の解消を図る懇談会の開催を検討していきたい。また、民営化対象外の園についても、民営化園の選定から外れたというアナウンスは必要であると考えている。これまで吹田市公立保育所のあり方懇談会等の情報を公開してきたように、保育所関係者に限らず、市民全てが情報を知ることができるように、ホームページ等で、民営化の動向を積極的に公表していく予定である。

《安井委員》 資料5のスケジュール（予定）を見ると、民営化実施計画案を固める前に我々からの意見は聴くようだが、市民の方からの意見聴取も必要であると考え。市民の方からの意見聴取は、外部アドバイザー会議を開催することで行ったとするつもりなのか、それとも他に何か考えているのか。

《事務局》 パブリックコメントは予定していないが、市民の方から意見を聴く方法については、検討させてもらいたい。

《委員長》 民営化に関しては、市民の皆様の関心も高いと考えるので、ご指摘いただいた点も踏まえてどうするか考えていきたい。

《牧内委員》 資料2の庁内検討会議設置要領の第9条で、委員以外の者からの意見の聴取等とあるが、これはどういうことを想定しているのか。また、既に実施の予定があるのか。

《事務局》 会議の進行に伴い、様々な事項に関して委員以外の方に出席してもらい、専門的な説明を聴くことを想定しているが、現時点での具体的な予定はない。

《原田委員》 本日の会議の後、外部アドバイザー会議か庁内作業部会が開催されるのか。順番は決まっているのか。外部アドバイザー会議と庁内作業部会の連携とあるが、どのように進行していくのか。

《事務局》 外部アドバイザー会議も庁内作業部会もまだ招集はしていない。外部アドバイザー会議召集の際に、本日の庁内検討会議の資料・議事内容を説明する予定である。庁内作業部会も早期に立ち上げ、様々なたたき台を提示できるようにしたい。

《委員長》 アの議題については、庁内検討会議が本格的な議論に入る前に、会議設置の趣旨と、庁内検討会議、外部アドバイザー会議、庁内作業部会の関係、また、今後のスケジュール等に関して、事前に共通認識を持ちたいと考えて掲げたものである。今の質疑で委員の皆様で共通認識を持つことができたと考えている。

(イ) 吹田市のこれまでの公立保育所民営化の取組み

《事務局》 資料6～11について説明

《門脇委員》 待機児童の話が出ていたが、民営化と待機児童対策との関連はどうか。民営化は待機児童対策になるのか。資料10の大阪府民営化の状況で、民営化時に定員の変更のないところが多いが、民営化時に定員が増減しているところもある。増えているところは、民営化にあたり建替えをしたのか、ただ詰め込んでいるのか、わかる範囲で教えてほしい。

《事務局》 資料11の(3)待機児童数推移ということでお示ししているが、待機児童の問題については、本年12月に新しい保育所ができるので、一定解消できる見込みである。民営化と待機児童対策との関係については、例えば建替えがされるのか、定員の弾力化をどのように行うのかということもあるが、民営化実施は平成28年度以降になるので、待機児童対策と民営化とは別途検討を進めていく。今年度、子ども・子育て関連3法の新制度の事業計画検討のため、子ども・子育て支援に関するニーズ調査を行う予定である。ニーズ調査に基づいて吹田市として、子ども・子育て支援事業計画の策定を行い、待機児童対策もできるだけ早く行っていきたい。

大阪府内の民営化の状況だが、色々とお聞きした中では、民営化に合わせて、まったく別の場所への新築、もしくは現地での建替えや大規模な改修をした場合には、定員の増加を図っているケースが多い。また、民営化後にはそれまで行っていなかった0歳児保育を実施する等して、定員増加させる場合もある。定員を大きく下回っている保育所の場合は統廃合を含めての民営化と聞いている。

《梶谷委員》 資料9、資料10を見ると、民設民営、指定管理者という言葉が出てくる。吹田市では図書館窓口等運營業務の業務委託や自然体験交流センターの指定管理者制度はイメージできるが、保育所の民営化のイメージを構築するのに教えてほしいのだが、保育所に関しての業務委託や指定管理者制度、民設民営とはどういうイメージを持てばよいのか。また、そ

の違いを説明してほしい。さらに、大阪府内では、民設民営が多いのはなぜか。業務委託、民設民営のそれぞれのメリット、デメリットを教えてください。

《事務局》 資料9だが、民営化の形態として、民設民営、指定管理者制度という二つのパターンがある。公設公営では、施設を公立が持っており、運営も公立が行う。民設民営とは、施設も運営も民間にお渡しする、いわゆる民間移管である。指定管理者制度は、施設は公立だが、中の運営は協定により、指定管理者にお任せするというものである。大阪市の形態が指定管理者制度が多い事情は、市営住宅の中に保育所がある等、他の公的な施設の中に保育所があるという、合築条件が多かったので、施設を全て民間にお渡しし、なおかつ運営もお渡しするという、民設民営形態は、今までは採用していなかったというようにお伺いしている。

民設民営とは、民間への全ての移管、民間の保育所になっていただくということなので、そのメリットは、民間の特色のある保育を民間事業者自身の判断で実施することができることである。これまで公立では成し得なかった、柔軟で迅速な対応を民間事業者では行っていたというメリットがある。その他の大きなメリットとして、平成16年から公立保育所の運営については、国・府からの補助がなくなり、市が一般財源で運営していかないとけなくなっているが、私立保育所であれば、国・府からの運営補助が見込まれ、市としての財政負担が減るといふこともある。

指定管理者制度は、施設は公立であり、人員の配置や保育のことについて最終的には公立であるので、公立との関わりが残ったままになる。指定管理者の事業者では、自由度が少ない。また、建物は公立なので、改修・改築も全て市の一般財源となり、国・府の補助対象にはならないので、市費負担は大きくは変わらない。指定管理者については、一定の期間を設けて委託し、期間が過ぎれば、再度指定管理者を選定するので、指定管理者が変わる可能性があり、保育の継続性という点では、指定管理者制度は望ましくないと考えている。

先程説明したが、資料10の中で、民間でのメリットを十分発揮するためには、民設民営が望ましいということで、ほとんどの市町村が、民営化については民設民営の手法を採用している。泉南市は、指定管理者を経た上で民設民営にしている。二段構えの方式であるが、最終的には民設民営をされている。民営化実施計画案の検討の中で、民営化にあたっての引継ぎや、合同保育等を十分丁寧に行っていくことで、民間へ移管する場合の課題は解消を図れると考えている。

《安井委員》 民設民営は、法人の判断で建替えを検討することになるが、公立保育所については大変古い建物が多いので、民営化時にこのままの状態ということは難しく、当然この機会に建替えをすることが視野に入ってくる。建替えをすると、潰すのと建てるので一年間は要する。先程待機児童数と民営化は関係がないという説明だったが、地域の待機児童の状況を念頭に入れて民営化の計画を考えないといけない。特に今年については、133人という大変多くの待機児童が発生しており、先程千里丘に1園開設予定との説明であったので、年度途中で待機児童は一定解消されるのであろうが、待機児童は、千里丘地域だけでなく全市的に発生しており、民営化にあたり、待機児童数も考えた上での計画策定が必要である。

《事務局》 ご指摘のとおり、待機児童の解消については問題意識を持っている。建替えについては、現行では、費用の1/4は事業者の負担となっている。民営化園の運営をして、なおかつ建替えをすることは事業者に大きな負担となるので、建替えの手法・年次についても地域のニーズを踏まえて検討すべきであり、今後民営化園を選定し、どのように運営して

いくかということについて、資料をお示しするのでご議論いただきたい。

《副委員長》 補足をさせてもらおうと、待機児童対策は、待ったなしであるという認識である。民営化の検討を待つことなく対策を行うということは先程事務局が説明したとおりである。これからもますます子どもの施策にお金が必要であるとの認識の中で、民営化を進め予算的な問題の解消を図りたい。民営化や認可保育所の整備には3年は要する。長期的な方策と短期的な方策の並行により、できるだけ早期に待機児童の解消を図りたいと考えており、民営化が短期的な方策になるとは、捉えていないということである。

《門脇委員》 資料7の3の実施に向けた課題の(6)で、アウトソーシングの条件整備として、施設の老朽化対策とあるが、改修・建替え等の老朽化対策を実施してからアウトソーシングをするというようにも読み取れるが、大阪府内の民営化の状況では、民営化時に改修・建替えをして定員増を図っているとの説明であった。今後、検討していく中でどちらで考えているのか。これからの検討になるのか。

《事務局》 実施に向けた課題であるので、この場でご議論いただけたらと考えている。

《委員長》 今の質問に関しては、アウトソーシングの推進についての確認を政策会議で行い、方向性として公立保育所のアウトソーシング推進に取り組むことを決定した。その際に、この7点の課題を今後整理・解消していくことが必要であるという捉え方である。この課題を全て解決してからアウトソーシングを行うのではなく、多様な方法で一つ一つ解決しながら取り組んでいくという結論であったと捉えていただけたらよい。

(ウ) 吹田市公立保育所民営化実施計画案

《事務局》 資料12について説明

《委員長》 民営化を検討するにあたり、民営化実施計画を策定する必要がある、民営化実施計画案の考え方の骨子について事務局より提案がなされたが、これについては、たたき台として、今後庁内作業部会での議論や外部アドバイザーからご意見をいただいた後、この場において検討することになる。民営化実施計画案の骨子の示し方について、ご意見があれば伺いたい。

※出席委員より質問・意見なし。

《委員長》 まだこれからということであるので、今日は議論がしにくいですが、基本的にこの骨子案で庁内作業部会や外部アドバイザーへ検討や意見聴取をお願いするということがよいか。

※出席委員全員了承する。

《委員長》 了承いただけたということで、よろしくお願ひしたい。色々ご質問やご意見をいただいたが、本日の事務局の説明及び議論に基づいた、民営化実施計画案の詳細の検討を庁内作業部会にお願ひし、次回会議の際に報告をいただき、議論を深めたいと思う。

(エ) その他

《事務局》 本日の議題は以上であり、次回は、民営化実施計画案の民営化実施の基本的な考え方について、主にご審議いただく予定である。開催日等詳細については、別途お知らせするほか、市民の皆様にも市ホームページ等にてお知らせする。

また、本日の会議の資料・議事内容等については、市ホームページへの掲載を予定してい

る。本日の議論の内容を踏まえ、庁内作業部会にて、民営化実施計画案について詳細を検討し、次回一定の報告をさせていただきたい。

《委員長》 本日、この会議を進めるための認識を共有できたので、今後、庁内作業部会や外部アドバイザーからの意見をフィードバックし、議論を深め、9月中に結論を得るように進めたいのでよろしくお願ひしたい。他に質問等がなければ、今日の会議は閉会とする。

以上